

議案第14号

朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例

朝霞市手数料徴収条例（平成12年朝霞市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1の17の項を次のように改める。

17 建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	1 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項及び別表第2第4項(1)において同じ。）が30平方メートル以内のもの	1件につき8,000円
	2 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき20,000円
	3 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき34,000円
	4 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	1件につき36,000円
	5 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき39,000円
	6 昇降機を含む建築物	1から5までに掲げる区分に

<p>を建築する場合（7から9までに掲げる場合を除く。）</p>	<p>応じ、それぞれに定める額に昇降機1基につき14,000円（小荷物専用昇降機については、5,000円）を加算した額</p>
<p>7 確認を受けた建築物の計画及び確認を受けた昇降機の計画の変更をして建築物を建築する場合</p>	<p>1から5までに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額に計画の変更をする昇降機1基につき7,000円（小荷物専用昇降機については、4,000円）を加算した額</p>
<p>8 昇降機を含む建築物のうち、確認を受けた建築物のみの計画の変更をして建築物を建築する場合</p>	<p>1から5までに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p>
<p>9 昇降機を含む建築物のうち、確認を受けた昇降機のみの計画の変更をして建築物を建築する場合</p>	<p>計画の変更をする昇降機1基につき7,000円（小荷物専用昇降機については、4,000円）</p>
<p>10 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為として、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（</p>	<p>1から9までに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額に申請に係る特定建築行為を行うおとする1の建築物ごとに次に定める額を加算した額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,000円</p>

	1 1 に掲げるものを除く。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,000円</li> <li>(i) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 27,000円</li> </ul>
	1 1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第2項及び同法第12条第3項の規定に基づき建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして建築物の建築をする場合	<p>1 から9までに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額に申請に係る特定建築行為を行おうとする1の建築物ごとに次に定める額を加算した額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 7,000円</li> <li>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 8,000円</li> </ul> </li> <li>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 13,500円</li> </ul>

別表第1中52の項を57の項とし、43の項から51の項までを5項ずつ繰り下げ、42の項中「39の項」を「44の項」に、「40の項」を「45の項」に改め、同項を同表の47の項とし、同表の41の項中「39の項」を「44の項」に改め、同項を同表の46の項とし、同表の40の項中「39の項」を「44の項」に、「17の項の1から5まで」を「17の項の1から11まで」に改め、同項を同表の45の項とし、39の項を次のように改める。

39 低炭素建	1 低炭素建築物新築等計画	ア 一戸建ての住宅	1件につき5,000円
---------	---------------	-----------	-------------

<p>建築物新築等計画認定申請手数料（建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出がある場合を除く。）</p>	<p>が登録住宅性能評価機関等による審査を受け都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合又は住宅の品質確保法第6条第1項の設計住宅性能評価書の写しが提出された場合</p>	<p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p>	<p>(7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき11,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき23,000円</p>
		<p>ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p>	<p>(7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき11,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき19,000円</p>
	<p>2 1以外の場合</p>	<p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</p>	<p>(7) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき40,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき44,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築</p>

		<p>物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき80,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき135,000円</p>
	<p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの</p>	<p>(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき20,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき22,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき38,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につ</p>

	き 6 6 , 0 0 0 円
ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの	<p>(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 29,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 33,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 59,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 100,000円</p>
エ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む	<p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき267,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき334,000円</p>

		建築物の非住宅部分	
		オ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき102,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき130,000円
	3	1又は2に掲げる区分のうち2以上に該当する場合	1又は2に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額

別表第1中39の項を44の項とし、38の項を43の項とし、37の項を42の項とし、同表の36の項中「33の項」を「38の項」に、「17の項1から4まで」を「17の項1から11まで」に改め、同項を同表の41の項とし、同表の35の項中「33の項」を「38の項」に改め、同項を同表の40の項とし、34の項を次のように改める。

34 長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料（建築基準法第6条第1項	1 住宅の品質確保法第6条の2第3項の確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。）又はこれら	1件につき次に掲げる額を合計した額 (ア) 38の項1(ア)又は(イ)に定める額 (イ) 17の項1から11までに定める額 (ウ) 構造計算適合性判定（建築基準法第6条の3第1項又は第18条第5項の構造計算適合性判定をいう。以下同じ。）の実施の申出を伴うものは、174,600円（構造計算が国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われる
------------------------------------	---	---

に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出がある場合)	の写しが提出された場合	ものは、120,700円)
	2 1 以外の場合	1 件につき次に掲げる額を合計した額 (ア) 38の項2(ア)又は(イ)に定める額 (イ) 17の項1から11までに定める額 (ウ) 構造計算適合性判定の実施の申出を伴うものは、174,600円(構造計算が国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われるものは、120,700円)

別表第1中34の項を39の項とし、33の項を38の項とし、32の項の次に次の2項を加える。

36 既存建築物の大規模修繕等に対する敷地と道路との関係の建築制限の緩和に係る認定申請手数料	1 件につき27,000円
37 既存建築物の大規模修繕等に対する道路内における建築制限の緩和に係る認定申請手数料	1 件につき27,000円

別表第1中32の項を35の項とし、21の項から31の項までを3項ずつ繰り下げ、20の項の次に次の1項を加える。

23 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	1 件につき120,000円
------------------------------------	----------------

料	
---	--

別表第1中20の項を22の項とし、19の項の次に次の1項を加える。

21 建築設備に関する完了検査手数料	1基につき17,000円（小荷物専用昇降機については、10,000円）
--------------------	-------------------------------------

別表第1中19の項を次のように改める。

19 建築物に関する完了検査手数料	1 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。）が30平方メートル以内のもの	1件につき15,000円
	2 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき24,000円
	3 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき34,000円
	4 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	1件につき37,000円
	5 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき42,000円
	6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1	1から5までに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（昇降機を含む建築物について

	<p>項の規定に基づく要確認特定建築行為に係る建築物又は第12条第2項の規定に基づく要通知特定建築行為に係る建築物に関するもの</p>	<p>は1から5までに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額に21の項の額を加算した額に、申請に係る特定建築行為を行おうとする1の建築物ごとに次に定める額を加算した額</p> <p>(ア) 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下(イ)から(エ)まで並びに別表第2第1項(1)ウ、(5)及び(6)並びに別表第2第2項(1)ウ、(5)及び(6)において同じ。）が30平方メートル以内のもの 3,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 5,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 6,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 7,000円</p>
--	---	--

別表第1中19の項を20の項とし、18の項を19の項とし、17の項の次に次の1項を加える。

<p>18 建築設備に関する確認申請又は</p>	<p>1 昇降機を設置する場合（2に掲げる場合を除く。）</p>	<p>1基につき14,000円（小荷物専用昇降機については、5,000円）</p>
	<p>2 確認を受けた昇降機</p>	<p>1基につき7,000円（小</p>

計画通知	の計画の変更をして昇降機を設置する場合	荷物専用昇降機については、 4, 000円)
------	---------------------	---------------------------

別表第2の1から7までの項を次のように改める。

事務の種別	名称	金額
1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	申請に係る特定建築行為を行おうとする1の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合 ア 一戸建ての住宅 5, 000円 イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。以下(イ)、(2)イ及び(4)イ並びに2の項(1)イ、(2)イ及び(4)イ並びに7の項(1)イ、(2)イ及び(4)イにおいて同じ。）が300平方メートル未満のもの 11, 000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 23, 000円 ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メー

- トル未満のもの 11,000円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 19,000円
- (2) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの
- ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,000円
- (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 44,000円
- イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 80,000円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 135,000円
- (3) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの
- ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円
- (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円
- イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- (7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38,000円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 66,000円
- (4) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの  
ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
  - (7) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 29,000円
  - (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 33,000円イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
  - (7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 59,000円
  - (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 100,000円
- (5) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
  - ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267,000円
  - イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 334,000円
- (6) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合する

		<p>もの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 130,000円</p>
2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	<p>申請に係る特定建築行為を行おうとする1の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅 2,500円</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 11,500円</p> <p>ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 9,500円</p> <p>(2) (1)以外の場合で、建築物エネルギー</p>

消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 40,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 67,500円

(3) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 10,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 11,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 33,000円

(4) (1)以外の場合で、建築物エネルギー

消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの  
ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,500円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,500円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 29,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 50,000円

(5) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 167,000円

(6) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 65,000円

<p>3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（4の項に規定する審査を除く。）</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>1の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅 5,000円</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。(1)及び(2)イ並びに5の項の(1)イ、(2)イ及び(4)イにおいて同じ。）が300平方メートル未満のもの 11,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 23,000円</p> <p>ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 19,000円</p> <p>(2) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</p> <p>ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分</p>
--	--------------------------------	--

に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 44,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分  
次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 80,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 135,000円

(3) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分  
に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分  
次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 66,000円

(4) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分  
に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メ  
ートル未満のもの 29,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メ  
ートル以上のもの 33,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分  
次に掲げる区分に応じそれぞれ次  
に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メ  
ートル未満のもの 59,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メ  
ートル以上のもの 100,000  
円

(5) (1)以外の場合で、建築物エネルギー  
消費性能基準等を定める省令第10条  
第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適  
合する非住宅用途を含む建築物の非住  
宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞ  
れ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メー  
トル未満のもの 267,000円

イ 床面積の合計が300平方メー  
トル以上のもの 334,000円

(6) (1)以外の場合で、建築物エネルギー  
消費性能基準等を定める省令第10条  
第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適  
合する非住宅用途を含む建築物の非住  
宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞ  
れ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メー  
トル未満のもの 102,000円

イ 床面積の合計が300平方メー  
トル以上のもの 130,000円

<p>4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法第30条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査</p>	<p>建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>3の項に規定する合算して得た金額に、次の(1)に定める額を加算し、次の(2)及び(3)に掲げる場合はそれぞれ当該(2)及び(3)に定める額を更に加算して得た金額</p> <p>(1) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 8,000円</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 20,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 34,000円</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 36,000円</p> <p>オ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 39,000円</p> <p>(2) 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>ア 昇降機を設置するもの（イに掲げるものを除く。） 1基ごとに14,000円（小荷物専用昇降機については、5,000円）</p> <p>イ 建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置するもの 1基ごとに7,000円（小荷物専用昇降機については、4,000円）</p> <p>(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合</p>
--	---	--

を含む。)又は第12条第2項ただし書(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特定建築行為の場合 申請に係る特定建築行為を行おうとする1の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの(イに掲げるものを除く。)

(7) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 27,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 43,000円

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び同法第12条第3項の規定に基づくものに限る。)

		<p>(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 7,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 8,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 13,500円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 21,500円</p> <p>(4) 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合 申請に係る構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物ごとにそれぞれ次に定める額</p> <p>ア イ以外のもの 174,600円</p> <p>イ 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 120,700円</p>
<p>5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>1の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額。ただし、新たに追加される建築物については、3の項金額の欄に定める額とする。</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長</p>

規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（6の項に規定する審査を除く。）

が別に定めるものが提出された場合

ア 一戸建ての住宅 2,500円  
イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分  
次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 11,500円

ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分  
次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 9,500円

(2) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分  
に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分  
次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 40,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 67,500円

(3) (1)以外の場合で、建築物エネルギー

消費性能基準等を定める省令第10条  
第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に  
適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分  
に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メー  
トル未満のもの 10,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メー  
トル以上のもの 11,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分  
次に掲げる区分に応じそれぞれ次  
に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メー  
トル未満のもの 19,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メー  
トル以上のもの 33,000円

(4) (1)以外の場合で、建築物エネルギー  
消費性能基準等を定める省令第10条  
第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及び  
ロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分  
に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メー  
トル未満のもの 14,500円

(イ) 床面積の合計が200平方メー  
トル以上のもの 16,500円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分  
次に掲げる区分に応じそれぞれ次  
に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メー  
トル未満のもの 29,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メー  
トル以上のもの 50,000円

(5) (1)以外の場合で、建築物エネルギー

		<p>消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 167,000円</p> <p>(6) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 65,000円</p>
<p>6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変</p>	<p>建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>4の項金額の欄(1)の額に、5の項に規定する合算して得た金額を加算し、4の項金額の欄(2)及び(3)に掲げる場合はそれぞれ当該(2)及び(3)に定める額を更に加算して得た金額</p>

<p>更の認定の申請（同条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査</p>		
<p>7 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく軽微な変更に関することを証する書面の交付の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請手数料</p>	<p>申請に係る特定建築行為を行おうとする1の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅 2,500円</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 11,500円</p>

ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 9,500円

(2) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 40,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 67,500円

(3) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 10,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 11,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分  
次に掲げる区分に応じそれぞれ次  
に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メー  
トル未満のもの 19,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メー  
トル以上のもの 33,000円

(4) (1)以外の場合で、建築物エネルギー  
消費性能基準等を定める省令第1条第  
1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)  
及びロ(1)に定める基準に適合するもの  
ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分  
に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メー  
トル未満のもの 14,500円

(イ) 床面積の合計が200平方メー  
トル以上のもの 16,500円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分  
次に掲げる区分に応じそれぞれ次  
に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メー  
トル未満のもの 29,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メー  
トル以上のもの 50,000円

(5) (1)以外の場合で、建築物エネルギー  
消費性能基準等を定める省令第1条第  
1項第1号イに定める基準に適合する  
もの 次に掲げる区分に応じそれぞれ  
次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メー  
トル未満のもの 133,500円

イ 床面積の合計が300平方メー  
トル以上のもの 167,000円

(6) (1)以外の場合で、建築物エネルギー

		<p>消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 65,000円</p>
--	--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の朝霞市手数料徴収条例の規定は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の朝霞市手数料徴収条例別表第1の17の項（建築物又は昇降機の計画の変更に係るものに限る。）、18の項2、20の項、41の項及び47の項並びに別表第2の6の項の規定は、施行日以後に建築物の建築の工事に着手するものに関する申請に係る手数料について適用し、施行日前に建築物の建築の工事に着手するものに関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和7年3月24日提出

朝霞市長 松下 昌代